

静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）第6条の2第1項の規定により、広告整備地区を指定するので、静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和49年静岡県規則第31号）第2条の3第2項の規定により、次のとおり公告し、当該広告整備地区の指定の案を2週間公衆の縦覧に供する。

なお、同規則第2条の3第3項の規定により、当該広告整備地区の住民、当該広告整備地区において屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する者、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を管理する者及び利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された当該広告整備地区の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成29年6月23日

静岡県知事 川勝平太

1 広告整備地区の名称

伊豆西南海岸広告整備地区（仮称）

2 伊豆西南海岸広告整備地区（仮称）の区域

- (1) 県道下田石廊松崎線のうち、弥陀山トンネルから南伊豆町差田の一般国道136号との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）の道路から50メートルの等距離線の範囲内の地域
- (2) 一般国道136号のうち、南伊豆町差田の県道下田石廊松崎線との交差点から松崎橋左岸までの区間（トンネルの区間を除く。）の道路から50メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する地域を除く。）
- (3) 一般国道136号のうち、西伊豆町道乗浜線との交差点から新安良里トンネルまでの区間（トンネルの区間を除く。）の道路から50メートルの等距離線の範囲内の地域

3 伊豆西南海岸広告整備地区（仮称）における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基本方針

伊豆半島を代表する美しい海岸景観を有し、名勝にも指定される伊豆西南海岸において、一般国道136号及び県道下田石廊松崎線の沿道景観を保全するため、地域の特性を踏まえた屋外広告物の規制を図ることとする。

4 伊豆西南海岸広告整備地区（仮称）における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準

別紙のとおり

5 縦覧の場所

静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課（〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）

静岡県下田土木事務所都市計画課（〒415-0016 下田市中531-1）

6 縦覧の期間及び時間

平成29年6月23日から平成29年7月7日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

7 意見書に記載すべき事項

- (1) 意見書提出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び電話番号
- (2) 利害関係人にあっては、利害関係の内容

(3) 伊豆西南海岸広告整備地区（仮称）の指定の案に対する意見

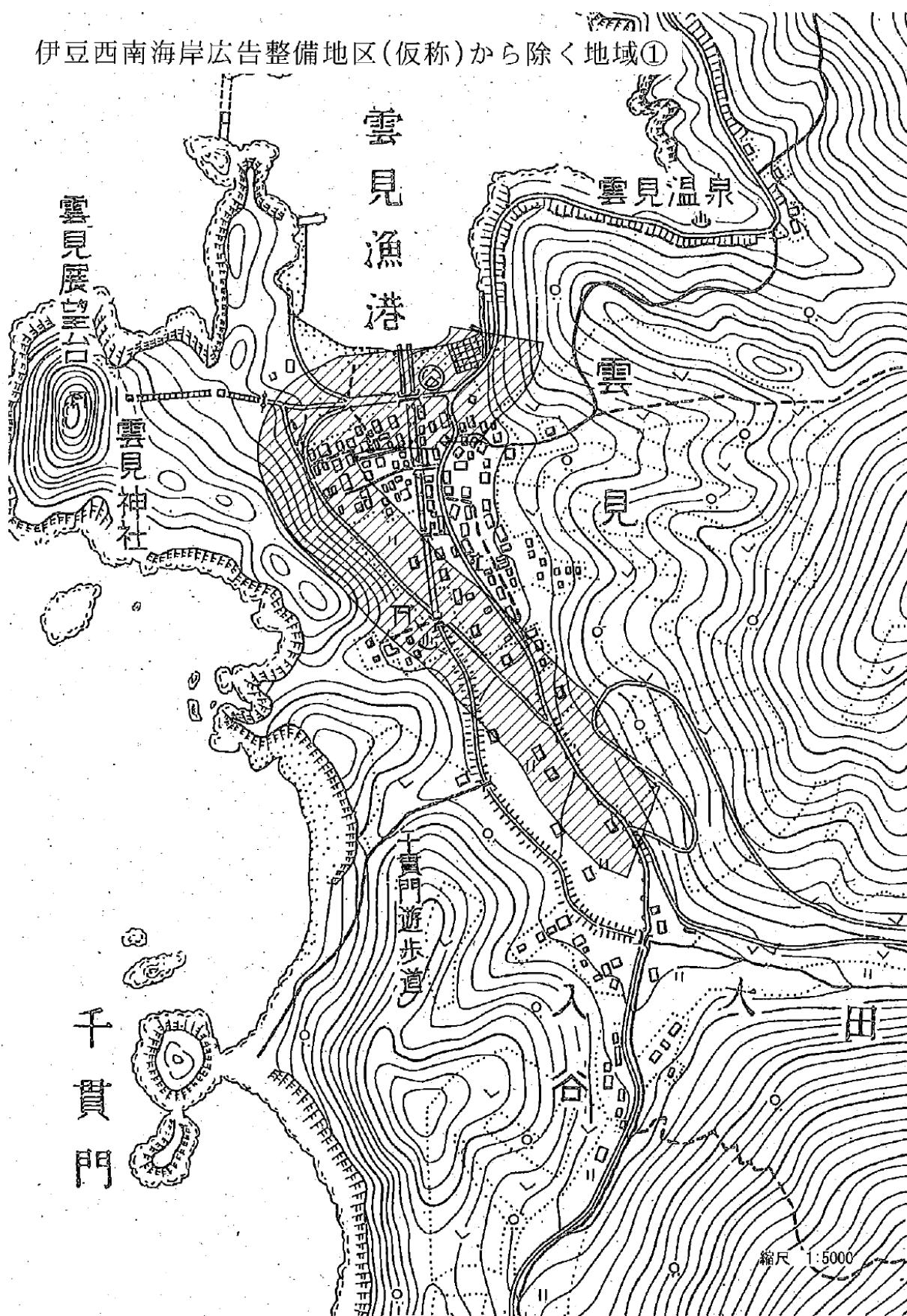
8 意見書の提出期限、提出方法及び提出先

(1) 提出期限 平成29年7月7日

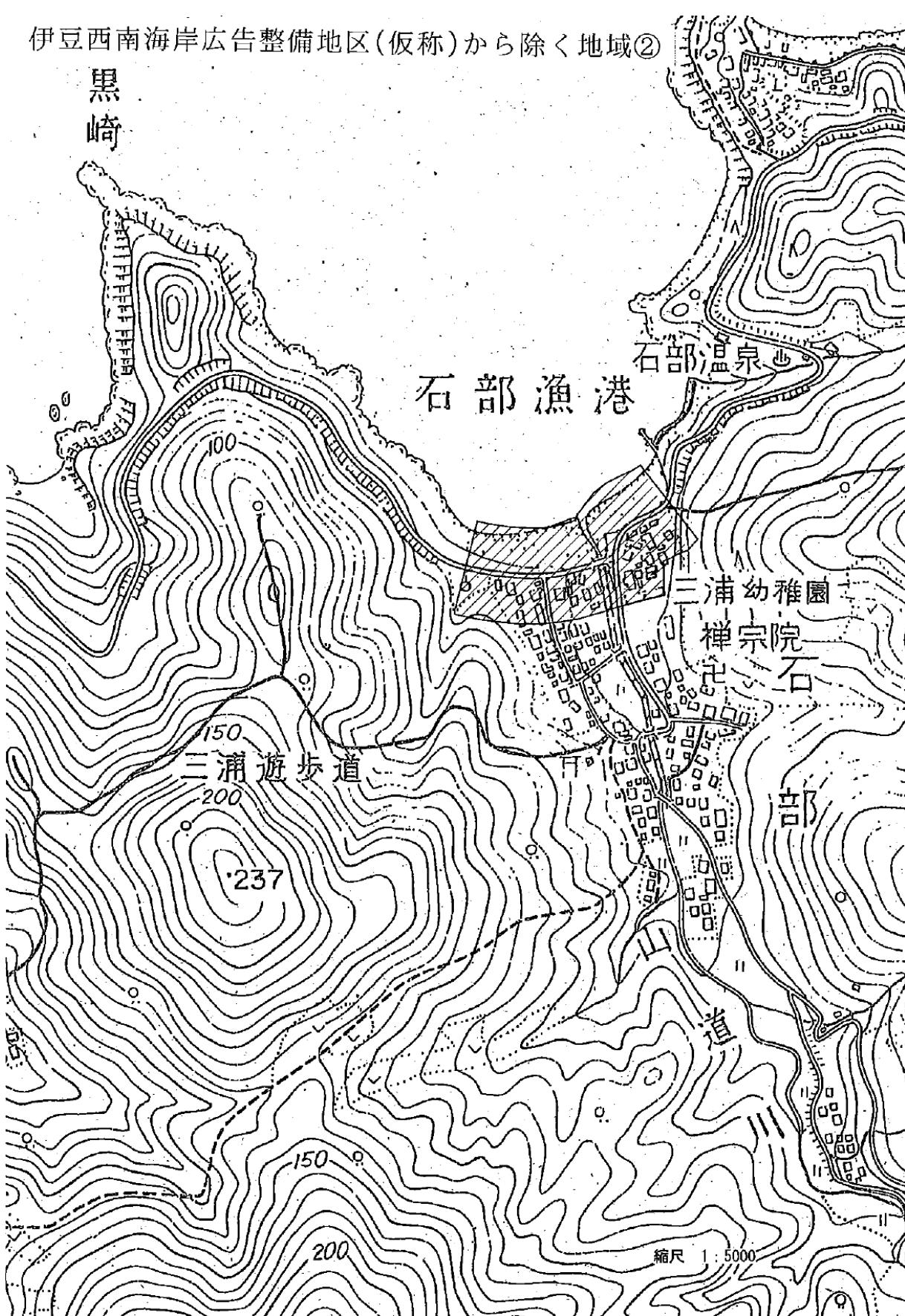
(2) 提出方法 持参又は郵送

(3) 提出先 縦覧の場所と同じ。

伊豆西南海岸広告整備地区(仮称)から除く地域①



伊豆西南海岸廣告整備地区(仮称)から除く地域②



伊豆西南海岸廣告整備地区(仮称)から除く地域③

227

岩地漁港

漁港

石部温泉山

縮尺 1:5000

二浦幼稚園

239

別紙（伊豆西南海岸広告整備地区（仮称）における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準）

1 静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号。以下「条例」という。）第10条の規則で定める基準の特例

(1) 個別基準

ア 条例第6条第4項の基準

(ア) 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置するもの

a 共通基準

(a) 一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示面積の総計は、10平方メートル以内であること。

(b) 一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりに設置する立看板の総数は、2点以内であること。

(c) 一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりに設置するのぼりの総数は、2点以内であること。

(d) 基調色は、自然材料を使用した場合は素材の色であること。なお、その他の材料を使用した場合は、色相（日本工業規格のマンセル表色系の色相をいう。以下同じ。）10YR、かつ明度（日本工業規格のマンセル表色系の明度をいう。以下同じ。）3以上6以下、彩度（日本工業規格のマンセル表色系の彩度をいう。）1以上6以下であること。

(e) 使用する色彩は、基調色以外に2色以内であること。

(f) 電飾設備は、動光又は光の点滅を伴うものでないこと。

(g) 光源を用いるものにあっては、光源（光源を内蔵するものにあっては表示面）が白色系のものであること。

(h) 色彩及び形態は、周辺の風致又は景観と著しく不調和なものでないこと。

b 個別基準

広告物等の種類		伊豆西南海岸広告整備地区（仮称）において表示し、又は設置する場合
1	(1) 野立てのもの	ア 高さは、地上5メートル以下であること。 イ 表示面積は、1面につき5平方メートル以内であること。
広告塔、建築物を利用	(2) ア 屋上に設置するもの	広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置してはならない。
	イ 壁面から突き出すもの	(ア) 高さは、地上5メートル以下であること。 (イ) 表示面積は、1面につき5平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5m以下であること。 (ウ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上であること。なお、歩道と車道の区別のない道路上では、

の 他 こ れ ら に	する も の の う る	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 (エ) 上端は、壁面を越えないものであること。
		ウ 壁面を 利用する もの (ア) 高さは、地上5メートル以下であること。 (イ) 表示面積は、1面につき5平方メートル以内であること。 (ウ) 壁面の端から突き出ないものであること。 (エ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。
類 す る 工 も の 作 物 等 を 利 用 す る も の	(3) ア 墙を利 用するも の イ アーク ードに添 加するも の	(ア) 高さは、地上5メートル以下であること。 (イ) 表示面積は、1面につき5平方メートル以内であること。 (ウ) 墙の上端及び両側端から突き出ないものであること。 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
		ウ 電柱、 街灯柱そ の他これ らに類す るもの (消火栓 標識柱を 除く。)を 利用する もの (ア) 突き出すもの a 高さは、地上5メートル以下であること。 b 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であるこ と。 c 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メ ートル以上であること。なお、歩道と車道の区別のない道路上で は、広告物を表示してはならない。 d 個数は、1本につき1個であること。 (イ) 巻き付けるもの a 高さは、地上5メートル以下であること。 b 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であるこ と。
2 は	(1) 壁面及び墙 を利用するも の	エ 消火栓 標識柱を 利用する もの (ア) つり下げるもの a 高さは、地上5メートル以下であること。 b 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であるこ と。 c 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メ ートル以上であること。なお、歩道と車道の区別のない道路上で は、広告物を表示してはならない。 d 個数は、1本につき1個であること。
		ア 高さは、地上5メートル以下であること。 イ 表示面積は、1面につき5平方メートル以内であること。 ウ 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないもので

り 紙 、 は り 札 、 立 看 板 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の		<p>あり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>エ 墙を利用する場合においては、墙の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
3  そ の 他 の 広 告 物 等	(1) アドバラン	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
	(2) 広告幕及び 廣告網	<p>ア 道路を横断するもの 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>イ 壁面又は墙を利用するもの            (ア) 高さは、地上5メートル以下であること。            (イ) 表示面積は、1面につき5平方メートル以内であること。            (ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないもの であり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。            (エ) 墙を利用する場合においては、墙の上端及び両側端から突き出 ないものであること。</p>
	(3) のぼり	<p>ア 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内ある こと。</p> <p>イ 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設</p>

		置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。
--	--	--------------------------------

イ 条例第6条第5項の基準

- (ア) 道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とするもの（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号の標識を除く。以下「案内図板等」という。）
- a 共通基準
- (ア) 事業所、営業所、作業場等（以下「事業所等」という。）が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置すること。
  - (イ) 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のりが、10キロメートル以内のものであること。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
  - (ウ) 案内図板等に表示される広告（以下「案内広告」という。）は、サービス内容、商品名等の表示のないものであること。ただし、病院又は診療所については、診療科目を表示できるものとする。
  - (エ) 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。
  - (オ) 光源を用いるものにあっては、光源（光源を内蔵するものにあっては表示面）が白色系のものであること。
  - (カ) 事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表示したものであること。
  - (ク) 案内広告は、写真、絵（商標登録されている商標を除く。）の表示のないものであること。
  - (ケ) 基調色は、自然材料を使用した場合は素材の色であること。なお、その他の材料を使用した場合は、色相10YR、かつ明度3以上6以下、彩度1以上6以下であること。
  - (コ) 使用する色彩は、基調色以外に2色以内であること。ただし、地図の表面においては、この限りではない。
  - (シ) 建築物の屋上に設置するものでないものであること。
  - (リ) 建築物の壁面を利用するものでないものであること。
  - (ル) 墀を利用するものでないものであること。
  - (ム) 色彩及び形態は、周辺の風致又は景観と著しく不調和なものでないこと。

b 個別基準

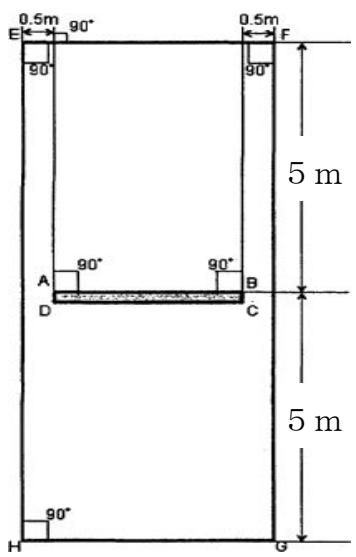
広告物等の種類		伊豆西南海岸広告整備地区（仮称）において表示し、又は設置する場合
1 広 告	(1) 野立てのもの	<p>ア 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。</p> <p>イ 板面の横の長さが、縦の長さよりも長いものであること。</p>

塔、広告板その他これらに類するもの		<p>ウ 高さが、地上5メートル以下であるものであること。</p> <p>エ 案内広告の表示面積が1平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。</p> <p>オ 案内広告に表示された地図、矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示（案内又は誘導に係る事業所等の名称を除く。）の部分の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。）の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内表示の部分には、それ以外の文字、写真又は絵を表示しないものであること。</p> <p>カ エの規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告の表示面積が10平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。）が1平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告（5以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が1平方メートル以内のものに限る。）を表示することができる。</p> <p>キ 脚の色彩は、ダークブラウン（10YR2/1）とすること。</p> <p>ク 海への視線を遮る場所に設置しないものであること。</p>
(2) 建築物を利用するもの	ア 屋上に設置するもの	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
	イ 壁面から突き出すもの	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
	ウ 壁面を利用するもの	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
(3)	ア 墀を利用	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

	用するもの	
工作物等を	イ アーチードに添加するもの	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
利用するもの	ウ 電柱、街灯柱その他のこれらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの	<p>(ア) 突き出すもの</p> <p>a 高さは、地上5メートル以下であること。</p> <p>b 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>c 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上であること。なお、歩道と車道の区別のない道路上では、広告物を表示してはならない。</p> <p>d 個数は、1本につき1個であること。</p> <p>(イ) 巻き付けるもの</p> <p>a 高さは、地上5メートル以下であること。</p> <p>b 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>
	エ 消火栓標識柱を利用するもの	<p>(ア) つり下げるもの</p> <p>a 高さは、地上5メートル以下であること。</p> <p>b 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>c 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上であること。なお、歩道と車道の区別のない道路上では、広告物を表示してはならない。</p> <p>d 個数は、1本につき1個であること。</p>
2 は り 紙 、 は り 札 、	(1) 壁面及び塀を利用するもの	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

立看板その他これらに類するもの		
3 その他の広告物等	(1) アドバラン	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
	(2) 広告幕及び 広告網	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
	(3) のぼり	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

別図（真上から見た図）



備考

A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。